

地域未来創造総合補助金地域創生枠に係る特認事業の 事業定着に関する取扱等について

おおいた創生推進課

令和 7年4月1日

1 趣旨

地域未来創造総合補助金地域創生枠に係る特認事業（以下「特認事業」という。）は、対象地域に波及効果をもたらす持続可能な取組を計画から定着まで支援する事業であり、3年以上の事業計画に基づいて、県が事業の立ち上げに要する経費を支援し定着に向けたフォローアップを行うものである。

当該事業が、事業の立ち上げのみではなく、その定着を目的としていることから、事業定着の判断基準を次のとおり定める。

2 事業定着の判断

(1) 雇用、地元調達額等の具体的な波及効果の計画値がある事業

フォローアップマニュアルで波及効果の達成率を70%以上とすることから、定着予定の年度において波及効果の実績値が計画値の70%以上であれば定着と見なす。ただし、70%未満でも、安定した地元調達や地域雇用による地域への波及効果が事業費を上回る取組については、定着と見なすことができる。

(2) 具体的な計画値がない事業

伝統文化の保存継承の分野については、波及効果に具体的な計画値がないことから、構成員の確保、基金の積立等、団体の活動が継続されていることが確認でき、持続可能性に疑義がなければ定着と見なす。

(3) 判断する者

定着の判断は、所管する振興局長が行う。

3 事業定着と判断ができなかった事業の取扱

定着に向けて事業を大幅に見直したり、追加事業を行う場合又は当初の計画が過大であったり、事業期間中に状況が著しく変化するなど現行の計画では定着が期待できない場合等については、定着に必要な期間を新たに設定するなど事業計画を変更することとする。

4 事業定着後の状況把握

特認事業全体の波及効果を計るため、事業定着後も、一定期間は事業計画確認表により状況を把握することとする。

なお、一定期間とは、最後に補助金を交付した年度の翌年度から5年間とする。

但し、この把握期間は、地域未来創造総合補助金交付要綱第5条の補助条件について期限を定めるものではないことに注意すること。